

2 過剰貸付けの禁止

◇過剰貸付けとその判断基準

Q

過剰貸付けは禁止されていますが、過剰貸付けとはどのようなもののでしょうか。また、過剰貸付けはどのような基準で判断されるのでしょうか。



A

過剰貸付けとは、「顧客等の返済能力を超える貸付け」のことであり、貸金業者が過剰貸付けの契約を締結することは、貸金業法第13条の2第1項により禁止されています。

過剰貸付けになるか否かは、顧客等の収入または収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力によって個別に判断されるもので、一般論で論じることは困難ですが、今回の改正で、個人向けの貸付けについては、新たな貸付けにより借入残高が年収の3分の1を超える場合には、原則として返済能力を超えるものとして禁止するいわゆる総量規制が導入されました。

貸金手引一八

解説

1 過剰貸付けの禁止

貸金業法第13条の2第1項は、貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合において、顧客等の収入または収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項の調査により、当該貸付けの契約が当該顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結

一四九

してはならない、として、いわゆる「過剰貸付け」を禁止しています。これは、顧客が自己の返済能力以上の借入れをしてしまったために、借金の返済ができずに、貸金業者からの過酷な取立てに苦しんだり、また、次第に返済のための借入れを行うことを余儀なくされて、債務が加速度的に膨張していったりする事態を防止するため、貸金業者に対し、顧客の返済能力を超えるような貸付けを禁止した規定です。なお、旧法における過剰貸付け禁止規定はいわば訓示規定でしたが、今回の改正により、過剰貸付け禁止規定に違反した場合には行政処分の対象となりうることとされました。

2 過剰貸付けの判断基準

(1) 判断基準

過剰貸付け、すなわち、顧客等の返済能力を超える貸付けとは、当該顧客等の収入、借入状況、借入目的等に応じた適切な貸付条件に照らして、当該顧客等が返済期間内に完済することが合理的に見込まれない貸付けをいいます。

(2) いわゆる総量規制

① 個人過剰貸付契約

消費者金融を利用する個人の年収はおおむね600万円未満であり、家計調査によると、年収600万円未満の世帯の毎月の収入から支出を引いた額は毎月の収入の15%程度であることから、消費者金融利用者が毎月の収入の15%を返済に充てるとした場合、金利18%・元利均等払い・返済期間3年という借入条件で借入れ可能な額は、年収の3分の1となります。そこで、貸金業法第13条の2第1項は、個人向けの貸付けについては、個人過剰貸付契約、すなわち、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る「個人顧客合算額」が当該個人顧客に係る「基準額」を超えることとなるものを締結することを禁止しています(いわゆる総量規制)。ここで、「個人顧客合算額」とは、⑦当該貸付けの契約に係る貸付けの金額(極度方式基本契約にあっては極度額)、④当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高(極度方式基本契約にあっては極度額)、⑤他の貸金業者の貸付けの残高の合計額、を合算した額をいい、「基準額」とは、⑦年間の給与、④年金、⑤恩給、⑥定期的に受領する不動産の賃貸収入(事業として行う場合を除きます。)の金額、を合算した額をいいます。

② 個人過剰貸付契約の適用除外

たとえば、住宅ローンは、定型的に低金利で返済期間が長期にわたるもので、かつ、債務額も多額であるなど、総量規制になじまないものと考えられます。そこで、住宅ローンも含め、総量規制になじまないと認められる以下の貸付けに係る契約については、「住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約」として、総量規制の適用が除外されます（貸金業法13の2②貸金業則10の21）。この適用除外の貸付けは、その後に当該顧客が一般の貸付けを受ける場合に、総量規制における年収の3分の1という基準の算定にあたって、貸付けの残高にカウントされません。

- ㉞ 不動産の建設、購入または改良に必要な資金の貸付けに係る契約（そのためのつなぎ融資を含みます。）
- ㉟ 自動車購入時の自動車担保貸付けに係る契約
- ㊱ 高額療養費の貸付けに係る契約
- ㊲ 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行う500万円を超える貸付けに係る契約
- ㊳ 手形（融通手形を除きます。）の割引を内容とする契約
- ㊴ 貸金業者を債権者とする金銭貸借契約の媒介に係る契約

③ 個人過剰貸付契約の例外

また、借り手の返済能力が定型的に認められ、健全な資金ニーズに応えるものであると認められる以下の貸付けは、「当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」として総量規制の例外とされています（貸金業法13の2②、貸金業則10の23①）。前述した適用除外の貸付けとは異なり、この例外の貸付けは、その後に当該顧客が一般の貸付けを受ける場合に、総量規制における年収の3分の1という基準の算定にあたって、貸付けの残高にカウントされます。

- ㉞ 有価証券を担保とする貸付けに係る契約（貸付けの金額が契約締結時の当該有価証券の時価の範囲内であること等が要件）
- ㉟ 不動産（個人顧客または担保を提供する者の居宅等を除きます。）を担保とする貸付けに係る契約（貸付けの金額が契約締結時の当該不動産の価格の範囲内であること等が要件）
- ㊱ 売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約（貸付けの金額が契約締結時の当該不動産の価格の範囲内であること、当該不動産を売

却した後に当該個人顧客の生活に支障を来さないこと等が要件)

- ㊦ 個人顧客に一方的に有利となる借換えに係る契約（毎月の返済額・総返済額が減少し、追加の担保・保証がないこと等が要件）
- ㊧ 個人顧客または当該個人顧客の親族で生計を一にする者の緊急に必要と認められる医療費（高額療養費を除きます。）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約（当該個人顧客が現に当該契約を締結していないこと等が要件）
- ㊨ 配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付け（配偶者の同意があることが要件）
- ㊩ 個人事業主に対する貸付けに係る契約（実地調査や直近の確定申告書等により、事業の実態が確認されており、事業計画等に照らし、当該事業主の返済能力を超えないと認められることが要件）
- ㊪ 新たに事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約（事業計画等により、確実に当該事業の用に供するための貸付けであり、当該事業計画等に照らし、当該事業主の返済能力を超えないと認められることが要件）

3 過剰貸付け禁止規定に抵触する貸付けの私法上の効力

貸金業法13条の2第1項の過剰貸付けの禁止の規定に抵触して貸付けがなされた場合に当該貸付けは民法上無効となるのか、ということが問題となります。

旧法下においては、過剰貸付けを禁止する貸金業法13条は貸金業者に対する訓示規定に過ぎず、貸付けの私法上の効力を否定するものではないという考え方が一般的でした。

また、裁判上も、貸付けの有効性を認めた下級審判例が存在します（東京地判平4・6・25金融法務1380・35、岐阜地判平7・10・5判タ910・177）。しかしながら、過剰貸付け禁止規定違反という理由のみで貸付けを違法・無効とするものではなくても、過剰貸付けの程度いかんによっては、私法の一般条項である信義則や権利濫用の法理に照らし、貸付けの全部または一部を無効とする余地を認める考え方もあります（釧路簡判平6・3・16判タ842・89、札幌簡判平7・3・17判時1555・117）。

今回の改正でも過剰貸付け禁止規定に違反した契約の民事上の効力に関する明文の規定は設けられませんでした。したがって、今後も、過剰貸付けの法的評価については最終的には裁判所による判断を待つことになり、過剰貸付けの程度いかんによっては貸付けそのものの全部または一部が無効とされることがあると考えられます。

◇個人情報保護法による訂正請求

Q

貸金業法43条のみなし弁済の要件は明らかに満たしていなかったところ、債務者から、利息制限法による引直し計算をすれば債権額が違ってきているはずであるので個人情報保護法26条に基づいて訂正するよう求められました。この請求に応じなければならないのでしょうか。



A

個人情報保護法は、情報の正確性を求めており、本人に自己の個人情報の訂正請求権を認めています。訂正請求があると、個人情報取扱事業者は、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければなりません。特に、貸金業法43条の適用がないので、貸金業者の保有する個人データの債務残高が誤っているのが訂正せよとする要求が出されて、それに応じない場合に、個人情報保護法26条違反を理由に不法行為に基づく損害賠償請求をされることが予想されます。

貸金手引二

解説

1 個人情報保護法19条、26条

(1) 個人情報保護法19条

個人情報保護法19条は、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。」と定めています。個人情報取扱事業者には、その取り扱う個人情報について、不正確であったり、古くなって現実のものと齟齬するようにならないように努力する義務が課されているわけです。

七二四ノ一

(2) 個人情報保護法26条

個人情報保護法26条は、「個人情報取扱事業者は、(本人の求めに応じて、調査の結果) 保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない」と規定しています。これは、本人が自己に関する個人情報が不正確である場合には、その誤った個人情報の訂正を求める権利を認めたものです。

(3) 保護法ガイドライン9条

また、保護法ガイドライン9条は、「個人データの保存期間については契約終了後一定期間内とするなど、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した個人データを消去することとする。」として、個人データの保存期間を明定し、期間経過のデータを消去するよう求めています。これは、古くなって陳腐化した個人情報は価値が乏しいばかりか、現実の本人の状態とも齟齬しており、かえって有害である上に、漏えい等の危険も増大するとして、古くなって不要となった個人情報は、適当な時期に適当な方法で処分するように求めているものです。これもある意味では、情報の正確性を求めるものと理解できます(この点は、ある意味では、古くからの取引履歴が存在すると考えてその提出を求める裁判所に対して、個人情報保護法は、個人データの取扱いの現状が、陳腐化した個人データは正確性に反するものである上に、個人データの漏えいの危険を増大させるものゆえにできる限り早期に抹消するよう求めているものであることを主張する上での重要な論拠にもなります。)

貸金手引二

2 個人情報の訂正の手続

(1) 本人からの訂正請求

保護法ガイドライン16条は、「個人情報取扱事業者は、法第26条に従い、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下、「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。」としています。

ここで注意が必要なのは、訂正事由は「保有個人データの内容が事実でないこと」

七
四
二

ということであって、「評価（＝たとえば融資不可等）」については訂正を求めることはできません。

(2) 本人への通知

訂正等を行わなかった、行った、行ったとしてどのような訂正を行ったかは、本人に対して遅滞なく通知しなければならないとされています（保護法ガイドライン16）。

(3) 理由の説明

訂正等を行わない場合には、個人情報取扱事業者は、その根拠および根拠となる事実を示して、その理由を説明しなければなりません（保護法ガイドライン16）。

3 貸金業法旧43条の適用のない取引であるとしての訂正請求

(1) 貸金業法の改正と貸金業法旧43条の適用

貸金
手引
二

平成22年6月18日の改正貸金業関係法の施行により、いわゆるグレーゾーン金利が廃止になり、このグレーゾーン金利を取得する要件として規定のあった、旧貸金業法43条は、その存在意義がなくなりますので、グレーゾーン金利廃止の段階で廃止されることとなります。もっとも、いわゆる「みなし弁済制度」が廃止されても、改正貸金業法施行までに存在し、あるいは継続していた取引の残高をめぐって、旧貸金業法43条の適用の有無について、これまでと同様に問題となることは十分予想されます。

(2) 利息制限法の適用による実体的権利関係との齟齬

ある取引が、約定利息にのっとって計算されてきたものであったが、貸金業法旧43条の要件の不充足によって、利息制限法の適用を受けるときに、保存されている個人データと実体的権利関係に齟齬が生じることとなります。

(3) 利息制限法の適用による訂正請求

今後予想されるのは、貸金業法43条の適用がないので、貸金業者の保有する個人データの債務残高が誤っているので訂正せよと要求されるということです。さらに、それに直ちに応じない場合には、個人情報保護法26条違反を理由に不法行為に基づく損害賠償請求をされることが予想されます。

七
四
ノ
三

その意味では、ある程度、貸金業法旧43条の適用の余地があり、その上で、争いがあるが、決着しないと訂正できないというようなものであれば、まだ速やかな訂正

をしないだけの合理的理由はあることになるでしょうが、争いになるだけの前提がなく、明らかに同法43条要件を満たしていないのに訂正に応じないとなると、個人情報保護法26条違反の違法行為であるといわれる可能性が高くなってしまいます。

4 訂正等拒否の効果～不法行為の成否

訂正等請求に対して、訂正等を拒否すべき理由がないのに訂正等を拒否しますと、それは個人情報保護法26条違反となります。これも開示義務違反の問題と同様、個人情報保護法違反となると、それは「違法」と評価されますから、原則として不法行為性が認められてしまいます。

今後は、訂正等拒否に対する損害賠償請求も多発することと考えられますので、開示請求に対する対応を十分整備しておく必要があります。